

企画競争実施の公示

平成26年5月21日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局

京都国道事務所長 濱田 禎

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 城陽市域他不動産鑑定評価等その1業務

(2) 業務内容 京都国道事務所における用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務とし、業務の評価対象地域は次のとおりとする。

国道1号交通安全事業、国道9号交通安全事業、国道9号災害復旧工事、国道24号交通安全事業、国道163号精華拡幅事業、国道163号木津東バイパス改築事業、国道478号改築事業、国道24号城陽IC関連寺田地区改良事業及び国有財産関連

・京都府京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、亀岡市、南丹市、木津川市、久御山町、京丹波町、大山崎町、相楽郡及び綴喜郡

・住宅地域、宅地見込地地域、農地地域及び林地地域

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成27年3月20日

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究又はその他）」において、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 近畿地方整備局長から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中ではないこと。

(4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

(5) 京都国道事務所管内に業務を履行する不動産鑑定士が恒常的に常駐する本店又は支店等営業所が存すること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(7) 道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書（平成20年4月17日付）I.《改革の方針について》（3）1. ③に掲げる法人でないこと。

※「京都国道事務所管内」とは、「京都府京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、亀岡市、南丹市、木津川市、久御山町、京丹波町、大山崎町、相楽郡及び綴喜郡」をいう。

3. 特定するための評価基準

主として従事する不動産鑑定士1名について下記により評価し、当該不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者を特定する。なお、本業務及び城陽市域他不動産鑑定評価等その2業務のうち、本業務の不動産鑑定業者を先行して特定するものとし、本業務で特定された場合は城陽市域他不動産鑑定評価等その2業務では特定しない。

(1) 地価公示標準地の評価等に関する実績

(2) 地価調査基準地の評価等に関する実績

(3) 鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等

(4) 業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法、鑑定評価報告書の作成方針及び記載事項に関する留意事項 等

4. 手続等

(1) 担当部局

〒600-8234 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808

国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所 経理課 契約係

電 話：075-351-3300（内線224）

FAX：075-353-7079

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成26年5月21日（水）から平成26年6月9日（月）までの毎日9時00分から16時00分まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。

②場所 4.（1）に同じ。

③方法 書面により交付を行う。説明書の交付を希望するものは、予め(1)担当部局の担当まで事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成26年6月10日（火） 16時00分

②場所 4.（1）と同じ。

③方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ただし、持参による場合は、行政機関の休日を除く、期限内の９時００分から１６時００分に持参すること。

５．その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 ４(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定しなかった提案書は、原則返却する。（なお、返却を希望しない提案者は、その旨を担当部局に提出する際に申し出ること。）
- (7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。